

〔研究ノート〕

濃州三ヶ村における新田開発と御山守内木家

——山野の開発をめぐって——

仲 泉 剛

はじめに

一 濃州三ヶ村の概要

二 尾張藩における新田開発と諸問題

(一) 御国奉行水野伴左衛門の新田開発構想

(二) 開発の実施と諸問題

(三) 天明・文化期における尾張藩の新田調査

三 渡合新開

(一) 渡合新開願書

(二) 渡合新開の着手

(三) その後の渡合新開の様子

おわりに

はじめに

濃州三ヶ村の新田開発については、宝暦六年（一七五六）に三ヶ村を巡見

濃州三ヶ村における新田開発と御山守内木家

した御国奉行水野伴左衛門が、当該期の三ヶ村の新田開発の必要性を説いた史料が残されている。本稿の問題関心を整理するために、以下に史料を掲げる。

【史料^①】

一、右三ヶ村之儀近年山方持者薄く罷成、村方不相応ニ男女多く、渡世送り方も無御座至極困窮と相見外ニ助成無御座候、新田等出来仕候得ハ無高百姓共ニ渡世助成ニ相成候処、定り候高之外者田畑切起不相成事ニ心得罷在、近年者追々苗木領之内江引越申候、少々金賄成候百姓者苗木領ニ而田地相求、去冬迄追々引移候者も御座候、粟杯も夫食相成候へ共、三ヶ村之内ニ少ク、漸冬中少之内之夫食ニ成候由、栃之実ひろい候て水にさわし粉ニ仕蓄違之粉合焼餅ニ仕候而、春之夫食足シニ仕候旨、是以大勢之人数故行渡り不申候由、左候得者追々新田等被仰付候ハ、其助成を以多く之人数取続、猶又追々新田出来仕候ハ、第一御為之儀ニ奉存候、右村方之者共江も右之意味申聞せ候処至極難有段申聞候新田追々出来ニ付而ハ自然と山内懸り候訳も可有御座哉ニ

候間、木曾御材木奉行寺町兵左衛門江も申談候処、少も存寄無御座、一段と宜筋ニ存候旨兵左衛門申聞、替ル存寄相聞不申候、旁宜筋ニ御座候得者右之通早速被仰付方ニ御座候半哉と奉奉存候、則別帳一冊起方用水井道御入用積書一通、川上村諸木伐払之訳、加子母村御巢山伐跡之訳書付一通、都合三通相添奉存候、以上

子十二月

水野伴左衛門

一、高九拾七石四升九合

川上村

男女惣人数四百八拾人

一、同貳百拾七石壹斗七升八合

付知村

男女惣人数千六百六拾三人

一、同六百五石三升七合

加子母村

男女惣人数千七百九拾五人

濃州三ヶ村とは、美濃国恵那郡川上村・付知村・加子母村の三か村の総称である。当該村落は檜に代表される優良材に恵まれた地域で、元和元年（二六一五）に徳川家康から尾張藩初代藩主徳川義直へと与えられた結果、近世を通じて尾張藩の領地となった。

村落の大半を森林が占める当該地域は、享保の林政改革によって、役木が廃止され、下用米給付も途絶えた。その結果、夫食の自給が困難となり、一般村落同様、農業生産の重要性が増していた。⁽³⁾

そうした中で、【史料1】によれば、山仕事で生計を立てる百姓は限られており、とりわけ、土地の割合に対して人口が多い濃州三ヶ村は、百姓の渡世に対する助成は乏しく、近年は、近隣の苗木領に引越すものや、経済的に余裕のあるものは同地に田地を求め、冬までに追々引き移るものもいるという。こうした現状を受けて、御国奉行水野伴左衛門は、新田開発

を行うことで、多くの村民の生活を成り立たせるとともに、藩の利益（御為）にもつながるとしている。

ここで、注目したいのが、大半を森林が占める三ヶ村では、開発に際しては自ずと山野との調整が必要となるため、所管である木曾材木奉行との協議も行われていた点である。濃州三ヶ村では、享保の林政改革によって、いわゆる地方は大代官（庄屋）、山方は木曾材木奉行（御山守）の所管となった。従来、三ヶ村における新田開発は庄屋文書を中心に記述され、本田に続く耕地の新田開発に焦点が当てられてきた。そのため、山野における開発については全く言及されていない。⁽⁴⁾ こうした点を踏まえると、三ヶ村における新田開発を、山野支配との関係から再検討する必要があるといえよう。

このような問題関心のもと、本稿では、御山守内木家文書を主要史料とし、まず、濃州三ヶ村において計画された尾張藩の新田開発について概観した上で、加子母村内で行われた最大規模の山野開発であった渡合新開について具体的にみていくことにしたい。

一 濃州三ヶ村の概要

まず、本稿のフィールドである濃州三ヶ村について概観したい。なお、濃州三ヶ村の位置は【図1】を参照されたい。

濃州三ヶ村は、美濃国の東部にあって、信濃国と接し、北西から南東にかけて加子母村・付知村・川上村が位置した。村落の大半を森林が占め、加子母西部を流れる白川（加子母川）は飛驒川に注ぎ、加子母村東部と付知村を流れる付知川、及び川上村を流れる川上川は木曾川に合流した。

寛永七年（一六三〇）には、濃州三ヶ村は、三ヶ村代官の所管となり、地方支配制度の整備にしたいが、御国奉行―郡奉行―三ヶ村代官という支配系統の中に位置付けられた。その後、享保の林政改革により、地方支配と山野支配とが分離され、地方は大代官支配、山方は木曾材木奉行の所管となった。さらに、天明二年（一七八二）からは、濃州太田に陣屋を構える太田代官所の支配へと編入されることとなる。

木曾山の森林は、近世初期の城郭建設やインフラ整備に伴う幕府や尾張藩の御用材取得のため、森林伐採が進み、一七世紀中頃には、有用木が枯渇する「尽山」状況であった。尾張藩は、寛文期（一六六一―一七三三）享保期（一七一六―一七六六）の二度にわたって、林政改革を実行したことが知られる。その特徴を大まかに整理すれば、寛文期は、藩による森林利用の一元



図1 濃州三ヶ村の位置

濃州三ヶ村における新田開発と御山守内木家

化と禁伐区域（御留山・御巢山）の設定、享保期は、韃山の設定による禁伐区域の拡大、及び領主と百姓の利用樹種区分（御停止木・留木の指定）、資源活用方法の改善が主な内容であった。

享保の林政改革では、いわゆる「木曾五木」と呼ばれる「御停止木」の指定により、従来の禁伐区域の設定に加えて、藩が主要な御用木と指定した樹種を明確にし、百姓の利用を禁止とした。つまり、「木曾五木」を領主の御用材とし、栗や松を中心とする百姓が利用できる木の区分を明確にした。さらに、禁伐区域の設定という、「面」的な統制から、樹種区分による「点」の規制へと移行したのであった。^⑤後述するが、山野における新田開発においては、各地に点在する「御停止木」の存在が大きな障害となっていく。

内木家は、飛騨国高原郡に居住した今見右衛門の一族とされ、大永年間（一二二―一二八）に加子母村へ別家した草分けとされており、御山守が設置される以前は加子母村の庄屋役を務めた。そして、享保の林政改革に際して、尾張藩は、内木武益を「三浦・三ヶ村御山守」に任命し、三浦山の国境の取締りと濃州三ヶ村の直轄林管理の実務を担わせた。以降、内木家は代々御山守に就任した。

濃州三ヶ村の村高は、加子母村が約一二〇〇石、付知村が四〇〇石、川上村が約三〇〇石であった。三ヶ村の貢租は、享保改革以前は、山村特有の役木年貢であったが、享保の林政改革以後は、一般の村落と同様に米納入となった。そのため、三ヶ村では農業生産による生活がより重要性を増していくことになった。

例えば、近世中期の地誌「濃州徇行記」^⑥から、三ヶ村の内加子母村についてみてみたい。加子母村の土地は、肥沃で良い作物がとれたとあり、特

に、田が多いことから、二毛作が盛んに行われたと記載されている。実際に、田畑の内訳は、田八六二石余・畑三二六石余と、田畑の比率が八対二という割合で、水田優位の土地柄だったことが読み取れる。また、同書では、加子母村は人口が多いため、土地の値段が高く、荒地や散田などが少なく、馬を使い、農業に励んでいたとある。さらに、商品作物の栽培も盛んで、主に楮・煙草・繭・麻などを栽培していた。特に、加子母村で栽培された楮は、岐阜県美濃市で有名な美濃紙の原料となっていた。

本稿で検討する濃州三ヶ村については、一七世紀は、本田に続く切添新田が多く、用水開削の技術の問題から耕地の開発は限界であった。一八世紀後半以降、岩盤開削等の技術の向上により、川上川・付知川・加子母川の水源から用水を整備し、新田開発における水不足が解消した。次に掲げるのは、濃州三ヶ村において整備された用水である。

【川上村】 森平用水…寛延四年（一七五二）、田畑用水…明和七年（一七七〇）、

丸野用水…天明二年（一七八二）、上平用水…文久以前、続上平用

水…文久元年（一八六一）

【付知村】 荒井用水…寛政八年（一七九六）、鱒淵用水…文政一三年（一八三〇）、

西股用水…嘉永三年（一八五〇）、宮沢用水…嘉永三年（一八五〇）、

荏薙用水…嘉永三年（一八五〇）

※五大用水の開発（田口忠左衛門慶郷によるもの）

【加子母村】…新用水…享和元年（一八〇一）、袖林用水…享和三年（一八〇三）、

井上旧用水…享和以降

次章では、内木家文書から、尾張藩の新田開発の様子を詳しく検討していきたい。

二 尾張藩における新田開発と諸問題

ここでは、内木家文書の内、木曾材木奉行との膨大なやりとりを記録した「御用状留」^⑦の記載から尾張藩における新田開発について検討し、尾張藩による山野における新田開発が、御山守内木家を介して、どのように具体化され、また村方に受け止められたのかを確認したい。

（一） 御国奉行水野伴左衛門の新田開発構想

「御用状留」において、新田開発に関する記載が確認できる初見は、【史料1】で紹介した宝暦六年（一七五六）に御国奉行水野伴左衛門が濃州三ヶ村を巡見した際に記した一連の史料「新田取立二卷」^⑧である。

御国奉行水野伴左衛門一行は、宝暦六年（一七五六）秋濃州三ヶ村を巡見した際、三ヶ村の内新田になり得る場所は二〇〇町ほどあるとし、候補地を全て開発できたならば、二〇〇〇石ほどの新田が造成可能であると報告した。水野より土地の様子や用水懸りについて見分の依頼を受けた圀奉行松田六兵衛は、早速見分し、とりあげず三〇町ほどの新田を御入用金四三両ほどの費用で開発できる見積もりを提出した。以下、それぞれ三ヶ村における新田開発の計画をみていきたい。

川上村の開発地としては、海老野嶋に一〇町余の野跡が挙げられている。当地は、「地性宜場所」であったため、庄屋をはじめ村内百姓が開発を願う場所であった。用水は、巢乗という谷川から堰を設け取水する方針で、その費用は、ご入用金二三両二分程必要との見積もりであった。用水

路は、村内の平山を通すため諸木を伐払う必要があった。その木数は、檜・明檜・榎・雑木三〇〇本程で、御用材になるような木品は少ないため、木曽材木奉行へ照会の上差障りがなければ、すぐに伐払いを行う予定であるとする。伐払いが進めば、追々他にも新田開発が可能となる見込みを示している。

付知村の候補地としては、廣嶋矢平という野跡一〇町余で、「地性宜場所」なので、村内百姓の甚蔵が田方に開発したいと願っている土地であった。ところが、用水路造成にはおよそ七五〇間余の開削が必要で、且つ山道であるが故に費用も掛かり、百姓自力では開削は不可能で、およそ御入用金一九両二分余が必要であるとする。松田六兵衛は、実地見分の上、冬中に用水路を開削させ、冬から春にかけて開発し、翌年には植付けが開始できる見込みを示す。また、用水路の造成によって、追々他にも田畑を開発できるとする。

加子母村については、所々に候補地があり、田畑八町余の開発が可能であるとする。用水路は、少々場所であるため、御入用金は要らないとする。なお、その内、一町八反ほどは加子母前山の青葉御停止木の場所で、近年は原野同然の場所であった。また、この山添えには御山守内木彦七の控地があり、青葉御停止木の跡であることから念のため木曽材木奉行への許可が必要であるとする。その他の場所は、差障りのない場所であるので、早速開発を命じてよいとする。

見分書に添付の「濃州三ヶ村三而新田起方井道御入用之覚」では、濃州三ヶ村の新田開発候補地は合計で二八町余を見立て、用水開削費用は、合計四三両の見積もりを出している。

なお、松田六兵衛は、この他にも、川上村では、神谷平で田畑五、六町

ほど、付知村では、大野という場所で四〇町ほど、加子母村においても三〇町ほどの田畑が開発候補地であるとし、追々吟味の上報告するという。さらに、一、二反程開発可能な場所は百姓自分入用で開発するように申渡したという。

(二) 開発の実施と諸問題

水野の新田開発構想を受けて、松田により実際の開発候補地が選定され、三ヶ村では尾張藩による新田開発が実施されたが、⁹⁾ 実際には、尾張藩が指定する「御停止木」の存在や、水源を確保するための用水路の造成などハードルが幾つもあった。

とりわけ、川上村の新田開発については、長さ二六間ほどの用水井道を作る必要があり、そのためには、村内平山の諸木をおよそ三〇〇本伐払う必要があることや、加子母村の新田開発については、御巢山伐跡の近辺である細野枋山という場所が開発候補地となっていることなど、開発に際しては、木曽材木奉行との調整が必要になった。

宝暦七年(一七五七)正月一日御国御用人石黒丹下から木曽材木奉行の寺町兵左衛門に対して、今回の新田開発について、木曽材木奉行の方で差障りがないか問い合わせがあった。すなわち、水野伴左衛門の新田開発構想では、木曽材木奉行が所管する山野も対象に入っていたため、支障がないか照会したのであるが、とりわけ、川上村の平山の立木伐払いについて吟味の上考えを聞かせてほしいということで、書付四通とともに書類が木曽材木奉行へ達せられた。

そこで、木曽材木奉行の寺町兵左衛門は、御山守内木家に対して正月一

六日付で「惣躰新田起方出来之儀ハ村方助成第一可然儀ニ存候、右心得ニ而場所令見分、御山方障ニ不相成哉否之儀早速可被申越候」と新田開発に支障が出ないか取調べを命じている。

特に、川上村の新田開発は、御国奉行と木曾材木奉行と村側間での調整が難航して開発は思うように進まなかった。「御用状留」をみると、圀奉行松田六兵衛の見分から一〇年が経過しても開発が行われていなかったようである。そこで、明和三年（一七六六）に水野伴左衛門が再び村に赴き、新田開発が計画とおり実施されていないことに対して、村側にその事情を尋ねた。⁽¹⁰⁾

川上村の主張は、水野の新田開発構想にあった土地は、百姓の控山であり、新田開発が行われると、本田の肥料源である「草山」がなくなってしまうという。代わりに草山の代替地を用意するならば、開発することができるとして、川上村の百姓たちは、草山となり得る代替地を書き上げた。しかし、これらの場所はいずれも「御停止木」が「宜生立」つ場所であった。

川上村が代替地として候補とした場所をめぐることは、木曾材木奉行から次のような書状が内木彦七のもとに届けられている。

【史料2】⁽¹¹⁾

川上村之儀、近年新田・古田共肥草山ニ御停止木生茂り、草場払底ニ相成候由、就夫別紙ニ相見候場草場ニ相願候由御普請方江相願候由、右ハ指免相成候儀ニ者不相見候得共、其元了簡之趣等承度候間、委細吟味之上右場所木立之様子并右之内若草場ニ相成候而も不苦場所ニ有之候哉、了簡之趣無指控可被申越候、仍而別紙壹通指越之候、以上

十二月二日

日下部兵次郎

内木彦七殿

木曾材木奉行の考えでは、川上村が草山にしてほしいと願っている場所は、「御停止木」が生える場所であり、特別に許可するわけにはいかないのではないかと（指免相成候儀ニ者不相見候）としているが、注目したいのがここで御山守である内木家の判断が優先されている点であろう。

他方、代官所役人は川上村庄屋に対して「明き山芝草等入用として御請取有之度旨、此間木曾御材木奉行衆之内日下部平次郎殿江伴左衛門殿内談有之」と水野伴左衛門から木曾材木奉行の日下部平次郎に内々に相談したことを述べた上で、「然共山々所々之儀ニ付委ク承知候境無覺束候へハ、内儀彦七方江平次郎殿内聞も可有之哉と存し申迄無之候へ共、彦七方へ各分も厚御頼無相違相済候様致度申入候間能々御勘弁、彦七方へ御頼有之様ニ奉存候」と、木曾材木奉行から今回の草山の件は内木彦七に内談があると思うが、村側も内木家に厚く頼み入れておいた方がよいと助言している。これらの史料から、御山守内木家は単なる実務担当ではなく、藩と村を媒介する調整主体として機能していたことがうかがえる。

その後、水野の計画した川上村の新田開発は実施されなかったようで、当該村における大規模な新田開発は幕末から近代にかけて実施されたが、そのほとんどが山野を対象とするものであった。⁽¹²⁾

（三） 天明・文化期における尾張藩の新田調査

天明期以降、濃州三ヶ村は、太田代官所の所管となった。ここでは、太田代官所の新田開発に関する動向を追っていきたい。

『川上村史』では、天明六年（一七八六）二月作成の「新規御新田并草山場所之覚」と題する書状が紹介されている。これは、尾張藩の新田調査に答えて、村内の開発可能な新田の場所を書き上げたものとされ、当該期において、代官所による新田調査が行われていたことがうかがえるが、これは付知村・加子母村の両村も同様であったと思われる。川上村は御尋に対して、いずれも「水は御座なく候」と記しているのみで、開発に関する村の意見は記されていないかったという。

さらに『川上村史』には、文化八年（一八一二）一〇月に作成された「御田地新開場所御調方書上帳」と題する史料が確認でき、再度新田調査が実施されていることがわかる。⁽¹³⁾これは、天明六年（一七八六）時と同様に、太田代官所による新田調査に答えた報告書である。ただし、天明六年（一七八六）に比べ、場所ごとに面積を記し、用水路についても具体的にまとめられている。

特に、書き上げられた場所の多くは、百姓控山であった。この場所は、檜類が繁茂し、下草は育たず、鹿や猪が生息する場所となり、田畑を荒らし迷惑しているという。檜類を伐採すればその跡地には、草山も育ち新田開発もできることから、檜類の伐採を藩に願っている。このことから、村内で開発が可能な場所は、「御停止木」が所在する山野に多いことがうかがえる。

一方、文化年間（一八〇四～一八）の太田代官所による新田調査は、川上村だけでなく、加子母村・付知村でも確認できる。例えば、文化元年（一八〇四）七月三日の「御用状留」には「付知・加子母百姓控林・荒地・草山等之内新田畑掘起願之儀、追々相伺置申候処、右ハ支配御代官方へ願出シ、其筋々御役所へ相廻、其上猶更御吟味御座候由被仰下承知仕候⁽¹⁴⁾」とあり、

百姓控林・荒地・草山などを開発する場合、まずは支配代官所に願書を提出し、代官所から木曾材木奉行へ廻し（照会）、その上で吟味を行う旨が御山守内木家から百姓らに伝えられていることから、当該期、山野における新田開発を村側が要求していたことが読み取れよう。これは、一八世紀中頃以来、藩が定期的に新田となりうる候補地を書き上げさせ、奨励していたことによるものである。こうした文脈の中で、文化八年（一八一二）には加子母村で大規模な新開事業が行われる。この点については章を改めて詳しく検討していきたい。

三 渡合新開

最後に、加子母村で大規模に実施された渡合新開の様子を具体的にみていきたい。渡合は、加子母村内の山間部に位置し、特に、渡合西股入では、二間～五間ほどの鳥糞を生産する「もち田」があり、水はけがよい土地柄であった。⁽¹⁵⁾渡合については史料では、「新田」とも「新開」とも表記されることがあるが、ここでは「新開」と統一しておきたい。なお、加子母村、及び渡合の位置関係については【図2】を参照されたい。

（一） 渡合新開願書

文化八年（一八一二）に太田代官所が新田調査を実施していたことは先に述べたとおりである。これに関連して加子母村においても代官所から新田開発が可能な場所を書き上げるように指示が出ていたと考えられる。この点については、文化七年（一八一〇）十二月には次のような願書が確認でき



図2 加子母村、及び渡合の位置

る。史料を掲げたい。

【史料3】¹⁶⁾

乍恐御願奉申上候御事

一、①当村地内御山内渡合与申所御新開御目論見御座候由村方おゐて
差障之筋ハ無御座候哉、右場所之儀新開ニ相成永々御田地相続可仕哉、
且新開之仕法并引越候百姓村内ニ有之候哉、実意之儀御達可申上旨預
庄屋付知村田口忠左衛門江御内慮之趣私共江委細申聞候付、村内之者

共談判仕候処、②右場所之儀ハ土生宜候付、右渡合之内、池ヶ平三
町・姥ヶ平三町・押ヶ平三拾町余、都合三ヶ所御新開場所御座候、一
殊ニ御新開御座候儀ハたいそう成御儀ニ而不容易御事ニ御座候得ハ
先々押ヶ平壱ヶ所町数メ三拾町程茂御座候付、御手初ニ被遊、追々御
田地出来之上、引越百姓少々御座候上ニ而、夫々場所地生等御吟味之
上、御新開被遊候方ニ茂奉存候、③別紙仕法書之通ニ被遊候得ハ、御
新開出来仕、永々御田地相続可仕与奉存候、引越百姓之儀ハ付知村・
加子母村之儀ハ人数多之村方故無高之内吟味仕、実躰成者共為引越候
様可仕候、且御新開場所押ヶ平ニ御座候木品ヲ以夫々御運上等積書之
儀ハ大法之儀ニ御座候得ハ外々ニ而も御吟味被仰付、少々ニ而茂御運上
多ク方江被仰付候様奉存候、其内同様之儀ニ御座候得ハ村方江被 仰
付被下置候様奉願上候、尤仕法書御運上之儀ハ積通分多差出候者御座
候得ハ其者江被仰付候儀ハ□□無御座儀ニ奉存候、新開之儀ハ前頭申
上候通村方之儀ハ御田地不相応之人数多之村方故常々夫食等少ク往古
御年貢之儀作食米ニ御拝借仕、其余不足之分者他村、又ハ御材木御
仕出之節、柚并川樽日雇等ニ罷出、漸々世渡仕候仕合ニ御座候、往古
ハ只今之御山内御年貢与して材木等ニ而御上物仕入候村方御座候処、
(元文五)
享和十三年迄板子翌酉年御高附御年貢米ニ相成、其後追々困窮仕
候故奉願上候処、御高之儀半減ニ被成下御願を以漸々御百姓相続仕居
申候仕合御座候得ハ少々ニ而も御田地出来仕候得ハ作食并夫食之助ニ
相成申候付、御新開ニ付賃錢多少ニハ拘り不申御田地出来仕候ハ、難
有儀ニ奉仕存候間、村方江被 仰付候様仕度奉存候、若人別請、又ハ
他所御新開御引請申上候様相成候而ハ村方引越候者共ハ小作之姿
ニ相成、地徳ハ其者計、徳米一向薄ク相成候儀ニ相見、引越候者先ツ

ハ少ク、殊ニ新開ニ付而ハ御役人様方追々御見分御座候御儀与乍憚奉
推察候、其節々人足ハ勿論御休泊等之儀も村方江被 仰付候得ハ、下
用等江茂乍恐差響キ困窮之村方□□分迷惑仕候、村内一同御引請申上、
御新開仕候得ハ、外人与違、村方之儀ニ付、中途ニ而御断申上候儀難
相成儀御座候、賃錢等之儀も自ラ村方江納り候得ハ、御救之筋ニも相
成候間、何卒村方江被仰付候様奉願上候、御新開出来仕候而ハ御上之
御利益并村方筋ニ相成候儀ニ付、村方一同難有仕合奉存候、右之通相
成候得ハ御益茂付、村内助ニ相成候得ハ、乍憚私共御奉公ニも相成候
哉ニ奉存候間、いつれニも人別并他村等之者共江引請ニ被仰付候儀御
免被成、厚御勘考御憐憫之上御聞濟被下置候様奉願上候、以上
文化七年午十二月

濃州恵那郡加子母村

組頭 源兵衛印
同断 伊右衛門印
同断 利右衛門印
同断 源右衛門印
同断 金左衛門印
同断 平左衛門印
同断 勘四郎印
同断 伴次郎印
同断 喜七印
同断 弥兵衛印
同断 茂八
同断 吉郎兵衛印

濃州三ヶ村における新田開発と御山守内木家

惣百姓新兵衛印
同断 喜八印

毛受仙左衛門様

御陣屋

右一同御願申上候通、御聞濟被成下候様奉願上候、以上

右村預庄屋

付知村

田口忠左衛門印

これは、加子母村から太田代官所に提出された願書の控えである。内容
からみて、尾張藩の渡合新開に関する問い合わせに、村側が回答したもの
であることがうかがえる。その内容は、第一に加子母村地内の渡合につい
て新開の計画(御目論見)があるが村側はそのことに差障りがあるのか、第
二に、渡合を新開した場合、長い期間田地を相続することができるか、第
三に新開の方法について意見のあるものや、渡合に引越す予定の百姓はい
るのかというものであった(傍線部①)。

これに対して、加子母村では、渡合は「土生宜」しき場所として、中で
も池ヶ平三町・姥ヶ平三町・押ヶ平三〇町余の合計三か所を新開場所と
して挙げている。これらは一度に開発を行うのは「たいそう成御儀」であ
るので、まずは、押ヶ平一か所(三〇町ほど)を手始めに開発し、追々開発
が進み次第、それぞれの土地柄を調査した上で他の場所も開発することを
提案した(傍線部②)。

開発の仕法書の内容は確認できないが、加子母村から仕法書を提示した
上で、長い期間にわたって田地を相続できるとしている。さらに、渡合に
引越す百姓については、付知村・加子母村は人口の多い村方であるため、

無高の住民から「実跡成者」を引越しさせるなど、村側が渡合新開を強く望んでいる様子がうかがえる(傍線部③)。

なお、当史料は、加子母村組頭から太田代官所に提出されたものであるが、御山守内木家は本件に関わっていたのであろうか。直接的に内木家の関与を示す史料はないが、「御停止木」が所在する渡合の開発に際しては、村側から事前に内木家に対して内々の相談があったと推察できる。当願書が内木家文書に伝来していたことからその一端をうかがわせる。つまり、山野における新田開発の願書は、前述したように、村方↓代官所↓木曾材木奉行(↓御山守)のルートをとるが、代官所に提出する前段階において森林の管理・取締りの実務を把握していた御山守内木家が書類作成や仕法書作成に何らかの形で関与していた可能性を指摘しておきたい。

(二) 渡合新開の着手

それでは、渡合新開の着手の様子をみていきたい。

文化八年(一八一)七月二三日、内木彦七・善右衛門父子が勘定奉行所に呼び出され、渡合新開御用役を命じられ、渡合新開に先立って、渡合から檜などの木材を伐り出す作業の監督を担当することになった。御山守の仕事である三浦山見廻りや巢鷹御用などは、この間、二男の内木源次が臨時で勤めることを命じられた⁽¹⁷⁾。

木材の伐り出しは、文化八年(一八一)九月一〇日から始まり、作業は一〇月一八日まで、日数にすると、三九日間を要した。

新開費用は「加子母山渡合押ヶ平新開場所御材木御元伐御入用取立帳」に詳細が記されているので確認したい。

【史料4】¹⁸⁾

目録

一、金拾八両貳分、銀拾壹匁四分八厘	杣・木挽・代人・持子・小使 かしき賃銀
一、金貳両壹分、銀拾貳匁	杣・木挽・代人江酒手代
一、金六両貳分、銀壹匁九分九厘	丸太杣届代
一、金七両三分、銀九匁六分四厘	米代
一、金三分、銀拾三匁七分六厘	味噌・塩代
錢九百貳拾文	
一、金三分、銀九分八厘	諸道具代
錢拾貫五百貳拾文	
一、金壹分、銀壹匁六分四厘	諸買上物代
錢三貫四百八文	
一、金壹両貳分、銀六匁八分七厘	御役人雑用
一、錢壹貫貳百六拾四文	諸式借り物損料
一、銀七匁五分	米買入世話人江遣ス
一、錢九貫貳百六拾文	諸式持送駄賃
一、金三分貳朱、銀三匁九分	村方雇人足代
メ金四拾兩壹分、銀壹匁四分	
錢貳拾五貫三百七拾六文	
此金三兩三分、銀貳匁貳分	
合 金四拾四兩	御入用払出
銀三匁六分	

右ハ当末年加子母山渡合押ヶ平新開場所御材木御本伐御入用金銀御勘

定如此仕上申候、以上

未十月

石田庄助

内木彦七

伐り出しに掛かる人件費に加え、米・塩・味噌代など新開に伴う経費の内訳が詳しく記載されている。渡合新開の総費用は四四両と銀三匁六分であつたことがうかがえる。この費用は、「右場所立木御払代等を以新開御入用ニ振向」ということから、渡合内、押ヶ平・池ヶ平・姥ヶ畑で伐採した木材の費用で補填した。他の史料をみると「御本切御入用」が五〇両であつたことから、差し引いて、金五両三分二朱・銀三匁九分の黒字となり、その分は藩へ返納した⁽¹⁹⁾。

渡合押ヶ平には試験的に苗の植え付けが行われた。文化九年（一八二二）の「御用状留」をみると、その様子が記されている。

【史料5⁽²⁰⁾】

以手紙啓上仕候、向暑之節益御勇健被為遊奉恐悦候、然者渡合新開場所為試此節実時并苗植付申候、去冬少しツ、苗植付ヶ申候分至極見事ニ生立申候、此段御承知被成下候様仕度、仍之別紙相添御達申上候、以上

五月十四日

内木彦七

内木善右衛門

毛受仙左衛門様

これによれば、木材の伐り出しが完了した後、すぐに試験的に「実時」や「苗植付」が開始されたことがわかる。そして、文化九年（一八二二）の五月になると「見事ニ生立」とあり、その様子を太田代官所へ報告していることから、新開地での作物の栽培に成功していることがわかる。具体的

には、稲葱・たばこ・稗・大豆・小豆・かぶら・茄子・稷・大麦・小麦・蕎麦・油などの栽培に成功したようである。

ただし、新開地を維持していくのは大変であつたようで、「渡合道筋手当不仕候而ハ、通行甚難儀、大草原」であり、「毒虫」が出てしまったため、人足を雇い、草刈りをしなければならなく、追加の人足賃などが必要であるとしている。

文化年間（一八〇四～一八）においては、渡合の内、押ヶ平のみ開発が行われた。その他開発の候補となつていた池ヶ平・姥ヶ畑については開発がなされたのだろうか。この点については次の史料を確認したい。

【史料6⁽²¹⁾】

乍恐奉願上候御事

去ル巳年以來凶作続キニ付、村方甚難渋罷有候処、当年ハ余程順氣も宜、豊年方ニも候半哉と奉存、相歎居申候処、元来加子母村之儀ハ山嶽下タニ付、豊年たりとも外ニ見くらへ候而ハ十分ニハ無御座所柄ニ付、是迄数年凶作ニ向イ難渋罷在候、村方給食等ニも喰おくれ候、乍去当年ハいづれも給物取上候ニ付、此上取続方種々申相候処、何等外方便も無御座候間、式拾九ヶ年程以前文化八末年毛受仙左衛門様御勤役之節、御催御企被為在候加子母山西股入渡合押ヶ平・姥ヶ畑・池ヶ平新開可相成、右三ヶ所之内押ヶ平御試可有御座旨ニ而 御勘定所・木曾御材木方・御陣屋御入込被為在、御取計御座候場所立木等御元伐有之、其後姥ヶ畑・池ヶ平其外ハ不殘御元伐御材木御伐出ニ相成候、其後如何して候哉、新開御止メニ相成居候処、一鉢新開ニも御催御取端立も御座候場所之儀ニも御座候間、右場所之内伐畑ニ仕、諸作時付取上ヶ候ハ、村方撫育ニも相成、幾々之御益筋ニも相成可申

儀ニ候ハゞ、先つゝ為試伐畑ニ拵へ、諸作蒔付申度旨段々談判仕候
ニ付、直様も罷越候人別吟味仕候処、差当り別紙名前之者共相越度旨
申出候、跡ハ引続ギ相越度と申者御座候、右諸作之生立候様子ニ随ひ、
田所ニも可相成候ハゞ、堀起シ模様ニ可仕候と奉存候、右之通ニ御座
候得共、節々御陣屋江罷出下用等相懸り候而者下地困窮之者ニ付、気
之毒仕候間、格別之御憐考を以先つゝ為試、当時伐畑ニ被 仰付
被下置候様偏ニ奉願上候、猶又諸作生立方模様宜敷候ハゞ、行々御為
筋ニも可相成哉と乍恐奉存候、依之別紙相添奉願上候、以上

天保十年

亥十月

加子母村庄屋

佐右衛門

同断

安江政助

内木清衛様

内木彦七様

小郷彦兵衛忒

彦右衛門

小郷

常助

同断

栄吉

同断

定助

メ 拾壹人

渡合伐畑前件之通り追而奉願上候心得ニ御座候得共、先つゝ御伺ひ
旁御内達奉申上候、以上

天保十年

亥十年

加子母村庄屋

安江政助

同断

佐右衛門

内木清衛様

内木彦七様

数戸

政治郎

栞原組

久次

同断

喜作

栞原組

紋三郎

栞原中組

惣七

伝右衛門

文化八年（一八一二）の押ヶ平の開発後、二九年間が経過したが、姥ヶ
畑・池ヶ平については木材の伐り出しが実施されただけで開発は行われて
いたなかったことがわかる。この姥ヶ畑・池ヶ平については、新開候補地
になっていた場所であるので、その場所の一部を切畑にすれば、「村方撫

育」にもなり、藩の利益にもなると主張している。そこで、すぐに渡合に引越しを希望する村民を募集したところ、「別紙名前之者」が希望したということで、史料の末に一名の名前が記載されている(ただし、一〇名しか記されていない)。

これについては関連史料が乏しく、実際に、姥ヶ畑・池ヶ平において畑を行うことができたのかは判然としないが、渡合新開については、天保飢饉時に再熟し、村側から開発の要望があつた点では重要であろう。また、内木家に願書を「内達」していることから開発に御山守が深く関与していたことがわかる。

(三) その後の渡合新開の様子

その後の渡合は当初の加子母村の仕法書のとおり開発がなされていたのであろうか。「御用状留」をみていくと、安政五年(一八五八)に加子母村良平が渡合字押ヶ平の開発を再び願ひ出ていることがうかがえる。ただし、良平の開発の内実は、田畑の開発ではなかったという。次の史料を確認したい。

【史料7】⁽²²⁾

加子母村渡合大平与申所、新開切起方之儀内実ハ木曾大瀧村江之間経追々切弘、旅人通行之便宜、且塩穀等右村々江運送中継等之利潤を貪候企之由等茂相聞候付、頃日相尋委曲勘弁之趣被申達候、然処加子母村良平与申者、仙人足等為入込、御山内雑木伐採、家居板蔵等取建、家内召連れ入込、先達而立合見分之地所縄外江も追々堀起、家居取建方ニ付而何等届も無之、甚不締之趣等御自分木曾御材木奉行江相伺

濃州三ヶ村における新田開発と御山守内木家

被申達候旨尚又談之趣有之候、(後略)

これは、太田代官所から御山守内木家に対して差し出されたものの抜粋である。これによれば、加子母村渡合大平入(字押ヶ平)において行われている開発については、田畑などの耕地の開発を名目として、その内実は、木曾王瀧村に至る道筋を開拓し、旅人通行の便宜をはかり、或いは塩穀などを王瀧村に中継し、その利潤を得ていたというものであった。さらに、良平は、仙人足を雇い山内の雑木を伐採し、家居など代官所の許可なく建設していたという。

実際に役人が見分をし、本人に事情を聞くと、試しに作物を植え付けたが、やはり、渡合は「深山」で全く作物が育たず遂には開発できずに終わってしまったという。もつとも田畑の新開は名目であり、内実は、王瀧村への道路を作り旅行者の便宜をはかり、塩や穀物などを同地へ中継することであつたことを認め、良平は五〇〇文、庄屋・組頭は三〇〇文ずつの過料が命じられた。⁽²³⁾

おわりに

本稿では、濃州三ヶ村における新田開発について、御山守内木家文書を中心に検討し、特に、村落の大部分を占めた山野の開発についてみてきた。本稿で明らかにした点をまとめておきたい。

第一に、本稿の意義は、新田開発を山野支配との関係から捉え直した点にある。村落の大半を森林が占める三ヶ村は、享保の林政改革によって、役木廃止となり、下用米給付が途絶えたことで、衣食自給が困難となった。これにより、一般村落同様、農業生産の重要性が増していた。土地の

割合に対して人口が多い三ヶ村の渡世は乏しく、穀物増産として新田開発が奨励された。特に、御国奉行水野伴左衛門は、三ヶ村を見分し、新田開発ができる場所を二〇〇町程とし、全て開発可能ならば二〇〇石余にもなるとした。

水野が構想した開発候補地の全容を知ることができないが、おそらくその多くは木曽材木奉行との調整が必要となる山野にかかる場所が候補地となっていたであろう。そのため、百姓の控山や「御停止木」などの諸問題があり、計画とおりの開発は難しかったと思われる。

ただし、実際に山野をも開発の視野に入れた水野の構想はその後の山野の開発を促す結果となった。一八世紀後半から藩が度々開発を促したことで、村では、元来「定り候高之外者田畑切起不相成」という心得であったが、尾張藩の政策を受けて、百姓控山や草山、山野の荒地までも開発の対象として要求するようになった。こうした点に、地方支配・山野支配といった所管を横断する御国奉行水野の新田開発構想の意義が見出せるのではないか。本稿では、開発の成否に関わらず、「御停止木」などのハードルがある中で、開発対象地を山野にまで目が向けられるようになった点を評価したい。

第二に、尾張藩による新田開発構想が、御山守内木家を通じて具体化されていた点を明らかにした。山野の開発の見分や実務に関しては、御山守内木家が担った。新田開発の願書は、原則としては、村から代官所に提出され、開発地が「御停止木」など尾張藩の森林保護に関わる場合は、村→代官所→木曽材木奉行の流れとなったが、実際には、三ヶ村の御山守内木家が重要な役割を担っていた。そのため、「御用状留」では新田開発に関する事案が木曽材木奉行―御山守間でやりとりが詳細に記されていた。さ

らに、内木家文書では、新田開発の願書が伝来していたことから関与がうかがわれる。こうした点から、御山守内木家は、藩の構想と村方の現実とを調整する存在として、新田開発事業の実務を担っていたことが確認できる。

第三に、山野開発の具体例として、加子母村地内渡合新開事業についてとりあげた。渡合新開は、尾張藩による政策によって実施されたものであり、御山守内木家を「新開御用」に命じ、実施された。しかし実際には、渡合は「深山」で作物を育てる場所に適していなかったことや、防虫問題など新開地を維持していくのは難しかったようである。渡合新開は、必ずしも順調に進まなかったが、御山守内木家を中心に山野にまで開発が行われた点に、三ヶ村の新田開発の特徴を端的に示す事例であった。

註

- (1) 徳川林政史研究所蔵林三八八(〇一)「丑年中御用状留」。
- (2) 「本木曽」に対して、当該地域を「裏木曽」と呼ぶ場合もあるが、本稿では「濃州三ヶ村」と表記を統一する。
- (3) 木曽山を対象に百姓の切畑を検討した大崎晃氏は「林政享保改革最大の問題は、もともと田畑の少ない木曽谷において役木廃止、下用米給付が途絶え夫食自給が厳しくなったことで」あり、「田畑に乏しい多くの山間村を擁する木曽の場合、穀類増産はなおざりにできない問題であった筈である」とし、山間地利用法としての切畑について明らかにした(同「尾張藩木曽林政享保改革の領民営と切畑」『徳川林政史研究所研究紀要』第四〇号、二〇〇六年三月)。
- (4) 濃州三ヶ村の新田開発については、自治体史を中心に記述がなされている。
- (5) 太田尚宏「『木曽五木』と濃州三ヶ村」(徳川林政史研究所編『江戸時代の森林と地域社会』同研究所、二〇一八年)。
- (6) 徳川林政史研究所蔵林一八五四「濃州徇行記」。尾張藩士の樋口好古が、

藩領を巡回し、寛政四年（一七九二）から文政五年（一八二二）にかけて執筆した『郡村徇行記』全三九卷の内美濃国の部分。

- (7) 現在、「御用状留」は徳川林政史研究所蔵と内木家所蔵とで分かれて保管されている。史料の性格については、太田尚宏「尾張藩『御山守』の職務形成と記録類」『国文学研究資料館紀要アーカイブ研究篇』一四、二〇一八年に詳しい。
- (8) 以下特に断らない限り、徳川林政史研究所蔵林三八八（一）「丑年中御用状留」による。

(9) 例えば、付知村の廣嶋矢平の新田開発については、『付知町史』に「宝暦七年（一七五七）白谷を水源とした延長七五六間の広島新田用水（甚蔵）」とあることから、開発者である甚蔵の名で、尾張藩の御普請でおおよそ見立てとりの開発が実施されていることがうかがえる。また、加子母村の開発は、付知村・川上村の両村とは違い、小規模であったために、自分入用での開発であった。ただし、開発候補地に内木彦七の控地があった件について、御山守内木彦七が木曽材木奉行へ問い合わせを行ったところ、自分入用が難しい場合は、拝借金で新田開発をするように指示があったことから、実施の有無に関わらず、木曽材木奉行から開発の許可が降りていることが確認できる。

(10) 以下特に断らない限り、内木家文書五八―二〇―九「戌年中御用状留書」による。

(11) 内木家文書五八―二〇―九「戌年中御用状留書」。

(12) 『川上村史』五二〇頁（第七節新田・用水）に詳しい。

(13) 『川上村史』史料編、四七―四八頁。

(14) 徳川林政史研究所蔵林四一四「子年御用留」。

(15) 加子母村における鳥糞生産については、萱場真仁「近世加子母村における鳥糞生産・流通と仕法形成」『徳川林政史研究所研究紀要』第五六号、二〇二二年三月に詳しい。

(16) 内木家文書六八―一―三「乍恐御願奉申上候御事（新開願いにつき）」。

(17) 田原昇・芳賀和樹『林政史ブックレット③ 尾張藩林政のなかの御山守』（徳川林政史研究所、二〇二二年三月）、五八―六〇頁に詳しい。

(18) 内木家文書六八―二―五「加子母山渡合押ヶ平新開場所御材木御元伐御入用取立帳」。

(19) 内木家文書六八―三―九覚（加子母村御本切御入用差引返納につき）。

(20) 内木家文書六八―三―一覚（加子母村渡合新開場所并新木等御材木の出し方大川払込迄御入用大方積につき）。

(21) 内木家文書九―八―一六「乍恐奉願上候御事（加子母村困窮のため新開場所の伐畑願いにつき）」。

(22) 徳川林政史研究所蔵林四一四（二）「安政五午年御用留」。

(23) 徳川林政史研究所蔵林四一四（二二）「安政六未年御用留」。

